

■行政視察の受け入れのご案内について

この度は、早川町を行政視察先としてご検討いただき、ありがとうございます。
早川町議会では、全国の自治体議会、議員の皆様の行政視察を受け入れています。
視察を希望する場合は、下記の手順で議会事務局までお申し込みをお願いします。

1. 申し込み方法

- ・視察を希望する場合は、別添_早川町行政視察申込書に必要事項を記入の上、議会事務局までファックス又はメールで送信願います。
- ・視察希望日の1カ月前までには、早川町行政視察申込書を提出してください。
- ・ファックス又はメール送信後、必ずお電話で送信した旨の連絡をお願いします。

【申込先】早川町議会事務局

〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住 758 番地

電話番号 0556-45-2526(直通)/ファックス 0556-20-5000

E-mail: gikai@town.hayakawa.lg.jp

2. 受け入れの可否

- ・早川町行政視察申込書の受領後、日程や担当部署と調整の上、受け入れの可否について、こちらからご連絡いたします。
- ・視察項目が複数あり担当部署がまたがる場合は、調整に時間をいただく場合がございます、ご了承ください。

3. 受け入れ可能のご連絡をさせていただいた場合

- ・受け入れ可能な場合は、下記の文書をお早めにご郵送ください。
- 依頼文書(早川町議会議長宛て)
- 視察の行程表
- 視察参加者名簿
- 質問事項

【郵送先】早川町議会事務局 〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住 758 番地

- ・町長宛ての依頼文書は不要でございます。
- ・様式は問いません。